

「こども・高齢者を交通事故から守る事業所運動」実施要領 ～安全運転管理者設置事業所～

1 目的

県内の各事業所が社会貢献活動の一環として、それぞれの活動実態に応じた安全運転に関するテーマを定め、こども・高齢者を交通事故から守る活動を展開するほか、島根県警察から提供される交通安全情報を活用した安全教育を実践することにより、こどもと高齢者の交通事故防止を図るとともに、各事業所における安全運転意識の高揚につなげること。

2 実施対象及び方法

(1) 実施対象

安全運転管理者等設置事業所

(2) 方法

ア 令和7年度に取組むテーマの選定

各地域の交通情勢や島根県警察から提供される交通安全情報を考慮した上で、各事業所ごとに活動範囲、活動時間帯等の中で、下表を参考にするなどして実施可能なテーマを選定する。

種別	テーマ（活動名）	テーマ（活動）の内容
運転時以外の安全活動（加害者とならないために子供・高齢者に安全行動を促す活動）	街頭における一声アドバイス活動	事業所周辺等において、登下校中の子供、高齢歩行者、自転車利用者等へ安全行動のためのワンポイントアドバイス、チラシ配布などを行う
	道路横断者への声かけ活動	横断歩道の利用や、横断時には手を上げるなど横断の意志をするよう呼びかける
	夕暮れ時から夜間の反射材着用促進活動	事業所周辺を歩行する子供や高齢者に対し、夕暮れ時から夜間の反射材着用を促す
	訪問先でのワンポイントアドバイス活動	営業等で高齢者宅を訪問したときに、安全行動のためのワンポイントアドバイスやチラシ配布などを行う
運転時の安全活動	危険歩行者一声アドバイス活動（危険歩行者思いやりコール運動）	危険な歩行者を発見した場合に、声かけを行い、安全行動を促すとともに、警察へ通報する
	早めのライト点灯・上向きライト励行運動	日没の30分前にライトを点灯し、対向車がないときは、上向きライトでの走行を実践する
	歩行者等の側方通過時の間隔確保運動	子供、高齢歩行者、自転車利用者の側方を通過するときは、十分な間隔をとり、減速する等安全運転に努める
	高齢運転者標識貼付車両の優先通行運動	高齢運転者標識貼付車両に対し、車間距離を十分にとり、無理な幅寄せや強引な割込などを行わない
	横断歩道・交差点スピードダウン運動	横断歩道や交差点を通過するときは、減速して、高齢歩行者や自転車利用者がいないか安全確認を徹底する
	スピードダウン運動	道路環境に応じて走行速度を落とし、事故防止を図るとともに、エコドライブを心掛ける

イ 定期的に島根県警察から提供される交通安全情報の周知・共有

おおむね四半期ごと（3か月に1回）に島根県警察から提供される交通事故の発生状況、交通安全情報等を各事業所内で周知・共有を図り、各期ごとの交通事故防止上のポイントを押さえた安全運転に努める。